

広島県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十九年四月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一六二番二地先から 豊田郡大崎上島町東野字多賀浜一五七五番二地先まで	一 〇〇・〇〇	一 〇〇・〇〇	一五・〇〇〃 一 八・四〇		拡幅